

労控除を一錢もおこなわざ収入をそのまま認定する方針を強行しているところに問題がある。

また住宅扶助額がナハ市で五人世帯月四ドル一セントと抑えられているが、実際は要保護者の多くが住んでいるような四帖半一間に小さな台所という借家でも最低月七ドルはしているので全然実情に合っていない。

その上、法律上は生活保護費はいわゆる義務経費であつてすくなくとも保護の要件をみたすものは必ずしも権利として保護を受けうる筈であつて、保護当局としてこれを拒否することは許されないのであるが、実際には当初の予算の枠内に抑えようという空気が最近まで一般的で、そのため、政府本庁から福祉事務所に、「医療扶助費がすこし予算をオーバーしたから、おさえてくれ」と電話をかけてくるといった事例もあったといい、そういう空気のため、実際は収入がないのに収入があるものとしていわゆる見込認定で保護を廃止してになり、申請を却下したりするといった事例も、ごく最近まで少なくないどころか始んど公然と行なわれていたし、「切つて切つて切りまくれ」（どんどん保護を廃止せよの意）とか、自分は何件切つたということを公言し、それがケース・ワーカーだという現業員もまだいるといわれる。本土でも社会保障担当者が露骨だった数年前には、こういう現象が見られたが、沖縄ではまだこういう状態である。

このようやり方の中で、従来月平均三六〇件程の保護申請があるが、そのうち三〇件程が却下される他、申請者が申請を取り下げるのが二〇件程あり、結局、毎月医療扶助申請が一二〇件程、その他の扶助が一九〇件程開始されている。ところが、保護に関する以上のような処分に対し、一九五三年の生活保護法施行以来一度も不服申立がなされたことはない（二件の不服申立があつたともいうが、政府にその資料が残つていない）。無産住民の側に保護を権利として要求するかまえがまだ熟していないためであろうか。

最近、生活保護担当者の間に従来の保護制限的な方針に対する反省が強く出てくるようになつたが、そのような良心的行政担当者の行動を勇気づけるためにも、低所得者層の間に組織的な権利擁護行動があらわれるのが望ましい。

それと共に従来、政府の保護制限の方針が比較的抵抗なく第一線の保護行政担当者に受け入れられ、要保護者の権利に対する軽視が生じたことの原因の一一つには、福祉事務所の職員特に現業員の不足による負担過重があげられる。すなわち一九六一年九月で沖縄全体に五つの政府立福祉事務所があり、七八名の現業員が配置されているが、現業員は一人当たり一八〇ケースの生活保護世帯を担当しており、これは法定数一〇〇ケースをはるかに上まわっているだけでなく、最近は労働者世帯や失業者世帯など保護取扱上困難な世帯が増えたため、法定数でも多い位で一人当たり七〇～八〇ケースがちょうど良いといわれていることからすれば、現在の負担は全く過重といわねばならない。

## 八 児童 福祉

沖縄でも日本本土の児童福祉法にならつた児童福祉法が一九五三年立法され、児童が心身ともに健やかに生まれ、育成され、ひとしく生活を保障され愛護される権利があり、政府と市町村は児童の保護者とともに児童育成の責任を負つて いる。

果してこのような児童の権利は守られているだろうか。本土でも児童の権利は決して十分には保障されていないが沖縄の場合その傾向は一層著しい。

たとえば保育所をあげよう、保育所は保護者の労働や疾病等のため保育に欠ける児童を保育することを目指的とする施設であり、政府自からいうように「現在のように夫婦共働きを余儀なくされることの少くない沖縄の社会情勢下において、その必要は極めて強いものといふことができる」（厚生白書、一九六〇年版、二四頁）。その意味では、まさに労働者階級の利益にも直接に関係する施設であり、しかも法文上、行政主席は保育に欠ける児童を保育所に入所させて保育する措置をとる義務を負わされている（第二二条の一二）のであるが、実際は、一九六〇年六月現在で全琉を通じて私立保育所が二九カ所あるのみで、政府立や市町

村立は一つもない。入所児童も全体で一九五六名で、しかも、そのうち行政主席が入所措置をとつたものは僅かに二四九名にすぎず、これでは勤労階級の要望には殆んど答えていないのに等しいという状態である。

また沖縄には肢体不自由児が二千名位おり、精神児が八千名位いると推定されているが、児童福祉法による育成医療の措置が肢体不自由児に対してとられたことは一度もないし、また同法による精神薄弱児施設がない。それどころか精神薄弱児について特殊学級さえ設置されておらず、全く放置されている。

このように児童福祉の措置や施設で当然早急に必要と考えられるものがおこなわれていないのは、当局をしていわせれば、ひとえに予算がないためだということになる。

## 九 軍事基地と児童

直接に関係する問題としては、ひき逃事件などの被害の他に、米軍演習地に近い金武村や宣野座村などでは、糞便収集が収入になる一子どもでも一日一〇ドル位になるという一ため貧困家庭では親も黙認するため、これが原因で怠学、非行におち入ることがある。また数年前までは米軍相手の靴みがき、花売り、チューンガム売りなどの児童が多くて問題となつたが、最近はこの種の事例は減少したものの、それでも、せつかく補導して良くなつたと思う子供でさえ米軍のペーデー（給料日）には町に飛び出すものがあり、やはり完全に解決したとはいえない。

基地の売春問題も大きな人権問題であるが、性病予防の見地から米軍が問題として、売春営業の多いコザ市の米兵立入を禁止するといわゆるオフ・リミッター措置がこの種の業態に依存する同市の場合、多くの住民の生活権を侵害するとして本来の、人権問題としては逆立ちした形で大きく問題とされるという程に、この問題は深刻である。そのため、まだ売春防止法は勿論、性病予防法も成立していない。この問題について米政府の係官の中には、「売春問題は、あれは沖縄の女が好きでやつて いるからおこるので、道徳教育すれ

ば、そんな問題はなくなるのだ」といつて平然としている者もあるということである。

児童教育の問題については、沖縄教職員会で実態調査報告をしばしば発表しているので、その紹介は別の機会にゆづり、ここでは、基地の町コザのある小学校の例をあげよう。この学校は児童が一四六〇名位だが運動が多い。学校差が大きいが本校は良い方だというが、それでも普通教室は政府がたててくれたが、あとはやつてくれないので、工作教室や図書室などはP.T.A.に作つてもらい、職員室は普通教室を仕切つて使用している。

児童の家庭は貧富の差が烈しく、「救濟を受ける」（生活保護を受ける）児童が各クラス（一クラス五〇名内外）に二～三人いる反面、本土に住宅をもつているものもある。親の職業は接客業と軍関係に雇用される者が多く、子どもたちが学校でも、「今うちのお母さん、女さがし（女給さがし）に行つている」とかいつた種類の会話をあたり前のようにかわしていることが多い。こういった家庭の他に、農業・漁業・洗濯業・日雇労務者・未亡人などの家庭も多く、貧困だが保護は受けられないという家庭の子が各クラスに四～五人はいる。

子どもたちの出費が多く、給食費・図書費・P.T.A.会費などとして毎月一人五〇セント（一軒で二人の子を出している場合は一人四〇セント、三人の場合は一人三五セントという割）で徴収する他、クラス会費として年間四〇～五〇セントを徴収するので、家庭にとつては相当の負担と考えられる。

従来、学校安全会法ができていなかつたので、子どもが負傷すると、父兄のうち医者をやつていていたのむが、その医療費の出所がなく弱つた。学校安全会法ができて一人年間六セントの会費をとるが、負傷しても、その医療費の一端しか補償してもらえず、まだ問題は大きい。

基地の町で環境が良くないので、子どもたちが落ちつきがないし、学力にも当然影響する。なお、教科書は本土のものを使つてゐるが、沖縄はドルが通貨のため算数の授業に困つてゐる。また課外の児童図書がすくないので困つてゐる—これは伊江村小、中学校の場合にも是非、本土から援助してほしいと話しがあつた。

## 一〇、社会調査

今度の沖縄訪問で痛感したことは、沖縄に住む人々の生活について、社会問題意識からする実態調査がすくないし、あるいは行われているかもしれないが資料として公表されているものがすくないということである。勿論、このことと他の社会保障の問題がそうであるように本土でも十分ではない。しかし、沖縄の場合一層それが徹底している。例をあげよう。

生活困窮者、特に生活保護受給者の実態調査すらない、その人々が低い保護基準の中でどんなに非人間的な生活を強いられているか、どんなに身体的、精神的に侵害を受けているかといった調査がない。政府が勿論この種の調査を行うべきことは生活保護行政前進のため、当然必要であるがそれがない。ようやく六一年三月し六月にはじめて、政府として被保護者の実態調査をおこなつたというが、まだ私が訪問した時はその結果は発表されていなかつた。ただ、この調査は、さくところで、被保護者の固定資産を主体にしたものであるという。資産処分・保護廃止という方向でおこなわれたものでなければ幸いである。

児童福祉法による各種の福祉の措置の対象となるべき要保護児童の実態調査は本土では一九五三年に一応全国的におこなわれてゐるが、沖縄ではこれまでおこなわれたことはない。ようやく、この一・二年来、政府部内の担当課で調査計画が立案されたが厚生局の段階で公的扶助の声が緊急性が強いということで予算が削られてしまつて、いまだに実施できないでいる。緊急性が強いとして優先的順位を与えられている公的扶助の実態は前述の通りである。

労働や貧困と密接な関係をもつ結核について、その患者と家族の生活に関する実態調査が行われて然るべきだが、これもまだまとまつたものはないようである。もつとも結核患者の団体である沖縄矯友会が一九六二年度の事業として患者の生活実態調査を計画しているといふ。

このように、沖縄に住む人々が健康で文化的な生活をして行く上に、どのような社会的要請をもち、その実現にどのような陸路があるかについて、またそれに対しどのような対策が必要とされるかについての実態調査が乏しいことは何を意味するであろうか。

米軍は、生活保護率の動向や新聞などに発表される被保護者数などに敏感であるということと併せ考える  
と、その意味はほぼ推察できよう。

## 一、地方自治体と社会福祉

生活保護、児童福祉、身体障害者福祉などの社会福祉行政の現業機関として福祉事務所が大きな役割を負わされていることは、本土と変わりないが、本土では福祉事務所は社会福祉事業法によつて地方自治体である都道府県及び市は必ずしも、また町村は任意に設置するものとされ、この福祉事務所の管理者である知事なしに市町村長——いすれも本来、自治体の執行機關——に生活保護法や児童福祉法による保護ないし福祉の措置に關する事務が委任されているしその上、保育所入所措置については福祉事務所を設置していない町村長でも措置権をもつてゐる。これに対して沖縄の社会福祉事業法では政府が規則で福祉地区を設け、地区ごとに福祉事務所を設ける（第一三条）、すなわち本土の場合の国立に当るものとしている。現在全土を五つの福祉地区に分けてゐるから、沖縄全体で福祉事務所は五カ所しかない。そしてこのことと関連して沖縄の生活保護法や児童福祉法などでは、琉球政府の行政主席、又はその委任を受けた福祉事務所長ないし児童相談所（これも政府立）長が保護の実施機関ないし福祉の措置機関とされている。だから保育所入所の措置も行政主席の権限であり、これは今のところ福祉事務所長にも委任されていない——一九六〇年十月規則第一二八号福祉事務所長委任規則では生活保護法事務の委任についてだけ定めてある——ので、宮古・八重山といつた辺地の児童の保育所入所でも、一々福祉事務所を経由してナハの政府まで申請せねばならない。こういつたことは、

ただに適時適切に実情に応じて迅速に福祉の措置をとることを求めるという人々の要求に反するものといわねばならない。

沖縄で地方自治体といえば市町村をさす（市町村自治法）が、社会福祉は何より自治体住民の問題であり、自治体としても深い関心を払わざるをえないものである以上、自治体ないし自治体の機関と社会福祉行政とが、現在のように引きはなされていることは、住民の福祉を守るという点からいって問題であろう。地方自治体の長に生活保護の決定実施や児童福祉の措置事務が委任されれば、本土の地方自治法同様、地方議会は説明を求め意見をのべることが法的に保障されている（市町村自治法第三十九条）。しかし、現在の社会福祉諸立法のようないくつかの機関には殆んど事務委任が行なわれていないし、それも困難であろう。

もつとも保育所入所措置権については、これを市町村長に委譲するよう児童福祉法改正を政府から提議したが、一九五八—五九年の立法院では、市町村に財政能力がないという理由で拒否したといわれる。なるほど本土の場合、保護費や児童福祉措置費の一部を当該地方自治体でも分担することになつてゐることになれば、措置権委譲は費用負担を転嫁することになるおそれもあり。却つて住民の福祉を妨げないとも限らぬかも知れない。しかし、権限委任と費用負担とは必ずリンクせねばならぬというものではなかろう。しかし、この点なお研究を要するとすれば、少なくとも現在の児童福祉法でもできることとしては、最大限に福祉事務所長への事務委任を一勿論、事務所の人員増とあわせて一おこなうべきであろう。

## 一二、社会保障財政

沖縄の社会保障・社会福祉行政が非常に十分でないことの大さな理由の一つは、他の分野でもそうであるが、その費用について琉球政府が國なみの負担をせねばならぬという点にある。本土と一体になつていれば県なみですむ。社会保険については本土の場合、都道府県の負担はない。生活保護や児童福祉等の社会福

社の費用も國が八割を負担し、県としては原則として知事が保護ないし措置機関になつた場合で二割、保育所入所については一割の負担をすればすむ。結核予防法や精神衛生法による入所措置の場合も県は二割で國が八割を負担する。ハンセン氏病入所なら原則として國が全額負担する。ところが沖縄の現状は、政府が原則として日本の國家と同様の地位にたたされている。もとより施政権者たる米国や潛在主権國たる日本も負担していないわけではないが、それは余りに低率にすぎない。社会保障・社会福祉公衆衛生一切を所管する社会局一九六一年度予算額は四五三万八五六〇ドルで、これは琉球政府予算二七三四万八三〇五ドルの一六・五%に相当するが、この社会局予算のうち、琉球政府負担八二・一一%に対し米民政府負担一七・六三%、日本政府負担〇・二六%という状態である。